

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の認可

水産課

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

〃

〃

○ 落札者等の決定

用度課

〃

〃

【企業局】

○ 岡山県局用自動車管理規程の一部改正

総務企画課

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

〃

○ 岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

〃

（以上県例規集登載）

目次

担当課（室）

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

◎岡山県告示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十條第一項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則を認可した。

令和六年一月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 吉井川南部漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 吉井川南部漁業協同組合

(2) 所在地 和气郡和气町和气一七五―一

2 漁業権の免許番号

内共第一号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市、備前市、瀬戸内市及び赤磐市の各市役所並びに和气町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

二 吉野川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 吉野川漁業協同組合

(2) 所在地 美作市松脇六一―五

2 漁業権の免許番号

内共第二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市及び美作市の各市役所並びに勝央町、奈義町、西粟倉村及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

三 吉井川漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名 称 吉井川漁業協同組合

(2) 所在地 津山市押入一二三〇

2 漁業権の免許番号

内共第三号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、津山市役所並びに鏡野町、勝央町及び美咲町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

四 加茂郷漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

- 1 名称 加茂郷漁業協同組合
- (2) 所在地 津山市加茂町桑原五五
- 2 漁業権の免許番号
内共第四号

3 認可に係る内容
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日
令和六年一月一日

五 久田川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 久田川漁業協同組合
- (2) 所在地 苫田郡鏡野町井坂四五―二
- 2 漁業権の免許番号
内共第五号

3 認可に係る内容
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日
令和六年一月一日

六 奥津川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 奥津川漁業協同組合
- (2) 所在地 苫田郡鏡野町奥津川西二四四―一
- 2 漁業権の免許番号
内共第六号

3 認可に係る内容
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日
令和六年一月一日

七 旭川南部漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権

- 1 漁業権者の名称及び所在地
- (1) 名称 旭川南部漁業協同組合
- (2) 所在地 岡山市北区建部町福渡八五九―一
- 2 漁業権の免許番号
内共第七号

3 認可に係る内容
次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、岡山市役所並びに久米南町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。〕

- 4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

八 旭川中央漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川中央漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市勝山八一三―一

2 漁業権の免許番号

内共第八号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、真庭市役所並びに新庄村、鏡野町、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

九 湯原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 湯原漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市豊栄一五二八

2 漁業権の免許番号

内共第九号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十 旭川北漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 旭川北漁業協同組合

(2) 所在地 真庭市蒜山上長田三七五―一

2 漁業権の免許番号

内共第十号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十一 高梁川漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 高梁川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市鉄砲町五二

2 漁業権の免許番号

内共第十一号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに倉敷市、総社市及び高梁市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十二 小田川漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 小田川漁業協同組合

(2) 所在地 小田郡矢掛町小林四二五

2 漁業権の免許番号

内共第十二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課、倉敷市及び井原市の各市役所並びに矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十三 芳井町漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 芳井町漁業協同組合

(2) 所在地 井原市芳井町与井一三―一

2 漁業権の免許番号

内共第十三号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十四 成羽川漁業協同組合内共第十四号及び第十五号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 成羽川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

2 漁業権の免許番号

内共第十四号及び第十五号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十五 成羽川漁業協同組合内共第十六号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 成羽川漁業協同組合

(2) 所在地 高梁市成羽町下原一〇一三―五

2 漁業権の免許番号

令和6年1月12日 岡山県公報 第12564号

内共第十六号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十六 新見漁業協同組合内共第十七号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 新見漁業協同組合

(2) 所在地 新見市金谷一―三七―二

2 漁業権の免許番号

内共第十七号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十七 番川漁業協同組合内共第十八号及び第十九号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 番川漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市北区政津七〇三

2 漁業権の免許番号

内共第十八号及び第十九号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十八 児島湾淡水漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

(1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合

(2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三―六

2 漁業権の免許番号

内共第二十号

3 認可に係る内容

次のおりとする。

〔次のおり〕は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

4 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

十九 児島湾淡水漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権

1 漁業権者の名称及び所在地

- (1) 名称 児島湾淡水漁業協同組合
 - (2) 所在地 岡山市南区あけぼの町三一六
- 2 漁業権の免許番号
内共第二十一号
- 3 認可に係る内容
次のとおりとする。
- 4 「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山市、倉敷市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。」
- 4 遊漁規則の施行の日
令和六年一月一日